

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件

○厚生労働省告示第八十二号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第五号の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者（平成二十年厚生労働省告示第四百四十号）の一部を次のように改正し、令和二年四月一日から適用する。

令和二年三月二十三日

厚生労働大臣 加藤 勝信

本則を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後

改正前

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号に規定する厚生労働大臣が別に定める者は、次に掲げる患者とする。
一 次に掲げる診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）別表第一医科診療報酬点数表に規定する手術を受ける患者

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号に規定する厚生労働大臣が別に定める者は、次に掲げる患者とする。
一 次に掲げる診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）別表第一医科診療報酬点数表に規定する手術を受ける患者

イ K00713 放射線治療用合成吸収性材料留置術
ロ K08215 人工距骨全置換術

イ K04613 一時的創外固定骨折治療術
ロ K06012 肩甲関節周囲沈着石灰摘出術 2 | 関節鏡下で行うもの

ハ K08216 人工股関節摺動面交換術

ハ K07612 関節鏡下関節授動術

ニ K13413 人工椎間板置換術（頸椎）

ニ K08214 自家肋骨肋軟骨関節全置換術

ホ K13414 椎間板内酵素注入療法

ホ K13312 後縦靭帯骨化症手術（前方進入によるもの）

ヘ K14712 頭蓋内モニタリング装置挿入術

ヘ K14215 内視鏡下椎弓形成術

ト K15414 集束超音波による機能的定位脳手術

ト K18812 硬膜外腔癒着剥離術
チ K268 緑内障手術 6 | 水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術

リ K18116 頭蓋内電極植込術 2 | 脳深部電極によるもの

リ K32012 人工中耳植込術

ヌ K37412 鏡視下咽頭悪性腫瘍手術（軟口蓋悪性腫瘍手術を含む。）

ヌ K400 喉頭形成手術 3 | 甲状軟骨固定器具を用いたもの

ル K38612 輪状甲状靭帯切開術

ル K46312 内視鏡下甲状腺悪性腫瘍手術

ヲ K39412 鏡視下喉頭悪性腫瘍手術

ヲ K47413 乳腺腫瘍画像ガイド下吸引術（一連につき）

ワ K44512 顎関節人工関節全置換術

ワ K520 食道縫合術（穿孔、損傷） 4 | 内視鏡によるもの

ケ	マ	ヤ	ク	オ	ノ	キ	ウ	ム	ラ	ナ	ネ	ツ	ソ	レ	タ	ヨ	カ
K 7 3 2 1 2	K 7 1 9 1 6	K 7 1 0 1 2	K 7 0 5	K 7 0 3 1 2	K 6 8 7	K 6 5 4 1 4	K 6 2 7 1 2	K 6 1 7 1 6	K 6 1 6 1 6	K 5 9 4	K 5 7 4 1 3	K 5 7 0 1 4	K 5 3 4 1 4	K 5 2 7 1 2	K 4 9 6 1 5	K 4 8 7	K 4 4 6
腹腔鏡下人工肛門閉鎖術（悪性腫瘍に対する	腹腔鏡下全結腸・直腸切除囊肛門吻合術	腹腔鏡下脾固定術	脾嚢胞胃（腸）バイパス術 1 内視鏡によるもの	腹腔鏡下脾嚢嚢切除術 2 リンパ節・神経叢郭清等を伴う腫瘍切除術の場合	内視鏡的乳頭切開術 3 胆道鏡下結石破碎術を伴うもの	腹腔鏡下十二指腸局所切除術（内視鏡処置を併施するもの）	腹腔鏡下リンパ節群郭清術（3 骨盤を除く）	下肢静脈瘤 血管内塞栓術	経皮的下肢動脈形成術	不整脈手術 4 左心耳閉鎖術	経皮的卵円孔開存閉鎖術	経皮的肺動脈穿通・拡大術	腹腔鏡下横隔膜電極植込術	食道切除術（単に切除のみのもの）	経皮的膿胸ドレナージ術	漏斗胸手術 4 胸骨挙上用固定具抜去術	顎関節授動術 1 徒手授動術 イ 単独の場合

ケ	マ	ヤ	ク	オ	ノ	キ	ウ	ム	ラ	ナ	ネ	ツ	ソ	レ	タ	ヨ	カ
K 7 0 0 1 3	K 6 8 9 1 2	K 6 8 4 1 2	K 6 6 8 1 2	K 6 6 5	K 6 6 4 1 3	K 6 4 7 1 3	K 6 1 2	K 6 0 2 1 2	K 5 9 7	K 5 9 4 1 2	K 5 6 1	K 5 5 9 1 3	K 5 5 5 1 3	K 5 5 4 1 2	K 5 2 9 1 3	K 5 2 4 1 3	K 5 2 3 1 2
腹腔鏡下脾腫瘍摘出術	経皮経肝バルーン拡張術	腹腔鏡下胆道閉鎖症手術	バルーン閉塞下逆行性経静脈的塞栓術	胃瘻閉鎖術 2 内視鏡によるもの	薬剤投与用胃瘻造設術	内視鏡下胃、十二指腸穿孔瘻孔閉鎖術	末梢動静脈瘻造設術 1 静脈転位を伴うもの	経皮的循環補助法（ポンプカテーテルを用いたもの）（1日につき）	ペースメーカー移植術 3 リードレスペースメーカーの場合	肺静脈隔離術	ステントグラフト内挿術 1 血管損傷の場合	経皮的僧帽弁クリップ術	胸腔鏡下弁置換術	胸腔鏡下弁形成術	縦隔鏡下食道悪性腫瘍手術	腹腔鏡下食道憩室切除術	硬性内視鏡下食道異物摘出術

直腸切除術後のものに限る。）

フ	K77512	経皮的腎（腎盂）瘻拡張術（一連につき）
コ	K82316	尿失禁手術（ボツリヌス毒素によるもの）
エ	K91014	無心体双胎焼灼術（一連につき）
テ	K91015	胎児輸血術（一連につき）
ア	K92112	間葉系幹細胞採取（一連につき）
サ	K92113	末梢血単核球採取（一連につき）
キ	K92212	CAR発現生T細胞投与（一連につき）
ユ	K92413	同種クリオプレシブシート作製術
メ	K930	脊髄誘発電位測定等加算 1 脳、脊椎、脊髄、 大動脈瘤又は食道の手術に用いた場合

二
（削る）
（略）
三
厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法別表19の診断群分類点数表の番号3979又は3980に該当するものうち、厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名（平成二十年厚生労働省告示第九十五号）の表に規定する傷病名U071に該当する患者

フ	K730	小腸瘻閉鎖術 3 内視鏡によるもの
コ	K731	結腸瘻閉鎖術 3 内視鏡によるもの
エ	K73515	腸管延長術
テ	K74112	直腸瘻手術
ア	K743	痔核手術（脱肛を含む。） 5 根治手術（硬化療法（四段階注射法によるもの）を伴うもの）
サ	K777	腎（腎盂）腸瘻閉鎖術 1 内視鏡によるもの
キ	K792	尿管腸瘻閉鎖術 1 内視鏡によるもの
ユ	K80512	膀胱皮膚瘻造設術
メ	K80513	導尿路造設術

ミ	K808	膀胱腸瘻閉鎖術 1 内視鏡によるもの
シ	K83413	顕微鏡下精索静脈瘤手術
エ	K84115	経尿道的前立腺核出術
ヒ	K858	腔腸瘻閉鎖術 1 内視鏡によるもの
モ	K909	流産手術 1 妊娠11週までの場合 イ 手動真空吸引法によるもの
セ	K92412	自己クリオプレシブシート作製術（用手法）

二
（新設）
（略）

別表を次のように改める。

別表

	薬剤	番号
1	ヒト（自己）骨髄由来間葉系幹細胞（当該薬剤の添付文書（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第65条の3の規定により再生医療等製品に添付する文書をいう。4及び5において同じ。）において記載された効能、効果又は性能及び用法、用量又は使用方法（平成30年12月28日に、医薬品医療機器等法第23条の25第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3941から3943まで及び3959から3963まで
2	乾燥組織培養不活化狂犬病ワクチン（当該薬剤の添付文書（医薬品医療機器等法第52条の規定により医薬品に添付する文書をいう。4及び5を除き、以下同じ。）において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成31年3月26日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3960及び3962
3	フルチカゾンフランカルボン酸エステル／ウメクリジニウム臭化物／ピランテロールトリフェニル酢酸塩（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成31年3月26日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2151、2152及び2162から2169まで
4	チサゲンレクルユーセル（当該薬剤の添付文書において記載された効能、効果又は性能及び用法、用量又は使用方法（平成31年3月26日に、医薬品医療機器等法第23条の25第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3513から3520まで、3523から3530まで、3539から3547まで及び3551から3562まで
5	ベペルミノゲン ペルプラスミド（当該薬剤の添付文書において記載された効能、効果又は性能及び用法、用量又は使用方法（平成31年3月26日に、医薬品医療機器等法第23条の25第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2406から2429まで
6	ベドリズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（令和元年5月22日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2706及び2709
7	リラグルチド（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（令和元年5月22日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3141
8	ポマリドミド（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（令和元年5月22日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3567及び3574
9	ロミプロスチム（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（令和元年6月18日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3596から3599まで

10	ラムシルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（令和元年6月18日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2596から2598まで、2603及び2604
11	オラパリブ（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（令和元年6月18日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3381、3382、3391、3392及び3398
12	ネシツムマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（令和元年6月18日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1936から1943まで、1949から1954まで及び1961から1966まで
13	ブデソニド／グリコピロニウム臭化物／ホルモテロールフマル酸塩水和物（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（令和元年6月18日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2151、2152、2162から2169まで及び2233
14	ラブリズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（令和元年6月18日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3606
15	デフィプロチドナトリウム（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（令和元年6月18日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2779及び2780
16	エヌトレクチニブ（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（令和元年6月18日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	5、6、1769、1842から1845まで、1920から1922まで、1940、1941、1953、1969、1970、2234、2463から2466まで、2480、2481、2500、2502、2519、2520、2552から2554まで、2596から2598まで、2612、2613、2631、2632、2637、2860、2868、2869、2879、2880、3046、3047、3098から3100まで、3121、3131、3223、3224、3234、3258、3259、3275、3290、3291、3381、3382、3404、3405、3513、3539及び3540
17	トリフルリジン／チピラシル塩酸塩（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（令和元年8月22日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2480、2481、2488及び2489
18	エベロリムス（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（令和元年8月22日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3077から3079まで

19	ドラツムマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（令和元年8月22日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3575
20	ボルテゾミブ（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（令和元年8月22日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3575
21	セツキシマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（令和元年9月20日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2536、2570及び2577
22	パクリタキセル（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（令和元年9月20日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3102
23	トラフェルミン（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（令和元年9月20日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1907から1910まで、1913から1915まで及び3823
24	ボルチオキセチン臭化水素酸塩（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（令和元年9月20日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3972
25	イバブラジン塩酸塩（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（令和元年9月20日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2360及び2361
26	ブロスマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（令和元年9月20日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3038から3040まで
27	アテゾリズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（令和元年9月20日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3102